

報道機関各位

みのわテラス緑地無料貸出に伴う利用者募集について

テラスへの集客、賑わい作りを目的として、施設の貸出を始めます。

みのわテラスへの集客や施設の周知・販促につなげ、施設全体の賑わいを創出し、施設利用を促すこと、町民の憩いの場の提供を目的に、町民等を含む団体及び個人へ、緑地を無料で貸出します。各種団体のイベントや行事等にご活用ください。

<利用可能期間> 令和4年8月1日(月)～11月30日(水)

<貸出場所> みのわテラス緑地

<お申込み方法> インターネット、お電話

<利用方法> 別紙利用規則をご覧ください。

<その他> 申込受付順での予約となります。

添付資料 有 無

みのわSDGs みんなで取り組む
のこさず取り組む
～誰一人取り残さない～ わたしに取り組む
箕輪町は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

みどりの戦略課 未来農戦略係
(課長) 高橋 英人 (担当) 土岐・榎並
電話：0265-79-3170 (内線) 1562
FAX：0265-79-0230
E-mail：midori@town.minowa.lg.jp

みのわテラス緑地貸出に伴う利用規則について

1 目的

みのわテラスは、地産地消の促進を通じた農家の所得向上や農地の維持に加えて、農ある暮らしをはじめとした箕輪町での暮らしぶりの発信により、移住の促進、定住の価値向上を図ることを目的に設立された複合施設です。施設全体の賑わいを創出し、施設利用を促進するため、施設内の緑地を希望する利用者に貸し出します。

2 対象

施設への集客、施設の周知・販促につながる取り組みであって、以下のいずれかの要件を満たすものを対象とします。

- ・箕輪町町民が主体の団体等が主催するもの
- ・箕輪町への移住の促進につながるもの
- ・田舎暮らし・農ある暮らしなど当地での暮らしの楽しみをコンテンツとしたもの
- ・その他町長が認めるもの

3 利用の流れ

別紙「緑地利用貸出の流れ」をご確認ください。

4 利用明細

- 利用料金 無料
- 利用申請 利用開始日の2か月前～7日前まで予約受付可能
基本的に月1回までとし、連続2日以上の使用はできません。
箕輪町及びみのわテラス協議会で主催する行事がある日は使用できません。
※上記以外の利用をご希望される方は申込フォームのその他よりお問い合わせください。
- 利用申込先 みのわテラスホームページより ※申し込み受付順にて予約管理
- 利用者 箕輪町民が主体の団体や法人、経営体、または個人
町外者の場合には、2対象で示す事業を主催する団体や法人、経営体
- 利用時間 午前8時～午後5時
早朝及び夜間（21：00から6：00）については立ち入り禁止とする
- 車両乗入れ 車両対応用舗装範囲のみ ※芝生保護のため、緑地への乗り入れは不可
- 電源 原則として貸出不可
- 水道 原則として貸出不可
- ゴミ 申請者側で責任もってすべて持ち帰ること
また、退場時には緑地内に落ちたゴミ等がないか、最終チェックを行うこと
- 貸出資材（無料） 簡易テント(3m×3m)10張
アルミテーブル(1.5m×0.6m)10台
パイプいす10脚 ※利用承諾書の提示が必要です

○その他

- ・販売に許可が必要なものを取り扱う場合には、こちらから連絡を差し上げますので、販売店舗の許可証の確認にご協力をお願いします。確認後、利用承諾書をお送りします。
- ・祭礼催事とは位置付けられないため、現場での調理はできません。
- ・イベント開催に伴い発生したトラブル等については、箕輪町役場は一切の責任を負いません。
- ・駐車場はみのわテラス全体の駐車場となるため、イベント開催時にはみのわテラス利用者への配慮をお願いします。
- ・貸出資材を破損等された場合には、町の指定する新品の同等品を弁償願います。

5 利用上のルール

- 芝生、木などを傷つけないこと。
- 駐車場以外に車両を乗り入れたり駐車したりしない。(緑地への乗り入れは不可)
- たき火(直火の使用)をしない。
- 申請の用途以外に使用しない。
- 無断ではり紙や広告を貼らない。
- 車両を含め施設内では喫煙しない
- 他の利用者や近隣に迷惑となる行為はしない。
- 遊具やトイレなどの施設は大切に使用する。
- 音響については緑地利用者および近隣共住者の迷惑に繋がらない程度に抑える

6 広報

- 集客につなげるため、告知に努めてください。
- みのわテラスインスタグラム、ホームページなどで広報が可能ですので、希望される場合はイベントのチラシ等(画像又はPDF)をご提供ください。

7 お申込み

みのわテラスホームページよりお申し込みください。

8 お問い合わせ

箕輪町役場 みどりの戦略課 未来農戦略係

Mail midori@town.minowa.lg.jp / TEL 0265-79-3170 (内線 1562)

QRコード(インターネット)



緑地利用貸出の流れ

(1) 利用日の確認

- ・みのわテラスHPより、利用日が空いているか確認をします。

(2) 利用規約の確認

- ・利用目的や内容が利用規約に則しているか確認をします。

(3) 利用申込

- ・みのわテラスHP上のLOGOフォームより、利用申込を行います。

(4) 利用審査

- ・申込内容の確認を町役場にて行います。

(5) 代表者さまへ利用詳細の確認

- ・お電話、またはメールにて内容をお伺いすることがあります。

(6) 利用承諾書の発行

- ・利用承諾書を登録アドレス宛に発行します。

※利用目的や内容によっては、ご利用頂けない場合もあります。

※お申込みから一週間を経過しても連絡がない場合は、恐れ入りますが利用規則の「8 お問い合わせ先」へご連絡ください。

(7) 利用日前日、または当日

- ・サイクルテラスにて資材の貸出を行います。

※利用承諾書をご提示ください。（写真可）

※サイクルテラス定休日等と重なる場合には別途事前にご相談をお願いします。

（サイクルテラス基本営業時間：10時～19時、定休日：月曜日 ※臨時休業あり）

(8) 当日

- ・貸出資材はサイクルテラス店主へご返却ください。
- ・利用者側で責任をもってゴミは全てお持ち帰りください。
- ・退場時には緑地内に落ちたゴミ等がないか、最終チェックをお願いします。